

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-2-4 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p><u>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。）</u>に基づく本人確認及び、<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組犯法」という。）</u>に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>本人確認法</u>に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ト (略)</p> <p>② <u>組犯法</u>に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ト (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応 (中略)</p> <p>(注) 本人確認の取扱いについては、別途、<u>本人確認法</u>に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p>	<p>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-2-4 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p><u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）</u>に基づく本人確認及び、「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>犯収法</u>に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ト (略)</p> <p>② <u>犯収法</u>に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ト (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応 (中略)</p> <p>(注) 本人確認の取扱いについては、別途、<u>犯収法</u>に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p>